

入間市建設工事請負に係る現場代理人の常駐義務の緩和に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する工事の現場代理人について、入間市建設工事請負契約約款第10条第3項の規定による常駐義務の緩和に関し、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 現場代理人は、次の各号のいずれかに該当する実質的に現場が稼働していない期間においては、現場への常駐を要しないものとする。

- (1) 契約締結後、現場作業に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- (2) 工事完成后、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- (3) 工事の全部の施工を一時中断している期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、当該工場製作のみが行われている期間

2 受注者は、前項各号のいずれかの期間に該当し、現場代理人が現場への常駐をしない場合については、あらかじめ、その旨及び期間を市に報告しなければならない。

3 第1項の期間における兼務については、現場間の距離を問わない。

(兼務を認める工事)

第3条 市は、次の各号のいずれにも該当する工事については、1人の現場代理人が2件までの工事の現場代理人を兼務することを認めることができる。この場合において、既発注工事の付帯工事（随意契約によるものに限る。）については、1件の工事とみなすことができるものとする。

- (1) 2件のいずれもが市又は埼玉県（飯能県土整備事務所若しくは川越県土整備事務所に限る）の発注した工事であること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 1件当たりの当初請負代金の額が3,500万円未満（建築一式工事にあつては7,000万円未満）であること。
 - イ 単価契約による工事
 - ウ 現場代理人が主任技術者を兼ねており、かつ、建設業法施行令（昭和31年政令第

273号) 第27条第2項の規定により主任技術者の兼務が認められた工事

(3) 低入札価格調査の対象となっていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、工事の内容及び特殊性、安全管理等の理由により兼務を認めることが適当でない判断した場合については、当該工事の現場代理人が兼務することを認めないものとする。

(兼務を認める条件)

第4条 前条に規定する兼務を認める工事については、次に掲げる全ての条件を満たしていなければならない。

(1) 市との連絡体制が確保されていること。

(2) 必ずいずれかの工事に常駐していること。

(3) 常駐していない工事について必要に応じて代行者を配置する等、安全管理並びに現場の運営及び取締りに支障が出ないように、措置がなされていること。

(兼務ができる工事の明示)

第5条 市は、前条の規定により現場代理人の兼務を認めることができる工事については、原則として、その旨を入札公告又は指名通知（以下「入札公告等」という。）に記載するものとする。

2 入札公告等に前項の旨の記載のない工事については、現場代理人兼務工事照会書（様式第1号）の提出による照会を受け、兼務を認めることができる工事かどうか回答するものとする。

(兼務の申し出)

第6条 市が発注する他工事と現場代理人の兼務を希望する場合は、落札候補者もしくは受注者は、制限付一般競争入札の場合にあつては事後審査時に、指名競争入札及び随意契約の場合にあつては、契約締結時に現場代理人兼務申出書（様式第2号）を提出しなければならない。

2 埼玉県が発注する他工事と現場代理人の兼務を希望する場合は、埼玉県が定めた様式により、埼玉県から承認を得たうえで、制限付一般競争入札の場合にあつては事後審査時に、指名競争入札及び随意契約の場合にあつては、契約締結時に現場代理人兼務申出書（様式第2号）と併せて埼玉県が発行した回答書の写しを提出しなければならない。

3 市は、第1項及び第2項の規定による申出があつたときは、審査し、その可否を通知す

るものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。